

事業所の比較検討に関する利用者説明ガイドライン

＜平成 27 年 8 月 25 日 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長通知＞

1. 説明対象利用者の範囲

各判定期間中にプランを作成（変更）する全ての利用者が対象です。

- (1) 各判定期間中に新規にプランを作成する場合
- (2) 各判定期間中に区分変更認定を受けた場合
- (3) 各判定期間中に更新認定を受けた場合

要介護判定と見込みの利用者に対する暫定ケアプランも含みます。また、介護予防のケアプランは含みません。

2. 利用者への説明の方法等

- (1) 口頭のみによる説明は認められません。資料の内容については、**3. 説明すべき事項・項目**に規定されている事項を盛り込み、以下の資料等を使用して、訪問介護等サービス事業所に関する説明を行ってください。

- ア 各居宅介護支援事業所で作成した説明資料
- イ 訪問介護サービス等の事業所のパンフレット
- ウ 介護情報サービスかながわ（通称ラクラク）のホームページの画面印刷資料
- エ 神奈川県介護サービス情報公表センターのホームページの画面印刷資料

(2) 利用者に説明すべき事業所の条件等

- ア サービスごとに異なる法人が開設している 3 以上の事業所について説明すること。
- イ 当該利用者の居宅をサービス提供地域としている訪問介護サービス等の事業所であること。
 - ※ 説明対象とする事業所の選択にあたっては、利用者の利便性などの観点から、利用者の居宅からの距離等も考慮の上で利用者が実質的に選択して利用することが可能な事業所のみを提示するよう努めること。
- ウ 利用者にとって必要なサービスを提供できる体制を有する事業所であること。

3. 説明すべき事項・項目

各サービスについて、それぞれの事業所に関する以下の項目を盛り込んだ資料等を説明時に使用してください。

- (1) 事業所名称
- (2) 開設（運営）法人名
- (3) 事業所所在地
- (4) 事業所電話番号
- (5) 営業日・営業時間（サービス提供日・サービス提供時間）
- (6) 提供可能なサービス
 - ※ 事業所の特色、サービスの質が高いこと等が判断できる項目（特定事業所加算やサービス提供体制強化加算の届出状況等）を用いて説明してください。
- (7) その他参考となる情報
 - ※ 利用者の介護報酬に限らず、食費等の費用負担額についても必要に応じて利用者に説明してください。なお、特にない場合は記載不要です。

4. 利用者の希望の確認

- (1) 資料等を使用して利用者への説明を行う場合についても、別添の参考様式等を使用し、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由を確認してください。
その際、各項目については漏れなく記入、押印等をしてください。
 - ※ 別添の様式に限らず、必要事項が記載できるものであれば独自の様式を使用しても構いません。
- (2) サービスの質が高いこと等による利用者の希望及び当該事業所の選択理由の確認書類については、事業所内にて利用者ごとに 2 年間保管してください。